

任意継続被保険者資格取得申請兼被扶養者申請書

任意継続被保険者制度を理解したうえで、下記のとおり申請いたします。(裏面を必ずご確認ください。)

	記号	番号	被保険者氏名(ふりがな)	年齢	性別	生年月日
現在の 保険証			(ふりがな)		男	昭和 平成
任意継続加入後 (健保記入欄)	999			才	女	年 月 日
住 所	〒 ー			電話番号	- -	
				携帯番号	- -	
資格取得日	年 月 日			退職日	年 月 日	
退職時の事業所名称						
保険料納付方法	全期前納(4月~3月) 半年前納(4月~9月・10月~3月) 毎月 ※口座振替(引落)による保険料納付はおこなっておりません。					
給付金・還付金 振込先(ご本人名義)	銀行名		支店名		口座番号	
	銀行		支店(出張所)		普通	

※給付金・還付金が発生した場合のみ、上記の口座にお振込をいたします。(口座振替(引落)はおこなっておりません)

※ゆうちょ銀行の場合、【振込用】店番号・口座番号をご記入ください。

【被扶養者申請欄】※住民票の写し(世帯全員)1部を添付 ・世帯全員が記載されている『住民票の写し』(1部)を必ず添付ください
(発行より3か月以内、続柄、世帯主記載(省略不可)、マイナンバー 不要)

ふりがな 氏名	性別	生年月日	年齢	同居 の有無	収入(年間見込み)の有無
			続柄		
	男	年 月 日	才	同居	有 なし 学生
	女			別居	収入(年収)
	男	年 月 日	才	同居	有 なし 学生
	女			別居	収入(年収)
	男	年 月 日	才	同居	有 なし 学生
	女			別居	収入(年収)
	男	年 月 日	才	同居	有 なし 学生
	女			別居	収入(年収)

※初回任意継続保険料は退職日の翌日から20日以内にお振込ください※

健保受付日

振込先:りそな銀行(010) 石神井支店 普通 0397588

名義人:タムラ製作所健康保険組合 振込人名:被保険者氏名

※振込手数料をご負担ください

健保記入欄	資格取得年月日	退職時の標準報酬月額	
	年 月 日	千円	
	(任継)資格取得日(退職日の翌日)	(任継)資格喪失予定日	
	年 月 日	年 月 日	標準報酬月額
			千円

◆任意継続被保険者制度◆

被保険者(本人)が退職するとその資格を失いますが、加入を希望し、加入条件を満たしている場合は、引き続きタムラ保組の「任意継続被保険者」として継続加入することができます。任意継続被保険者としての加入期間は最長2年間です。



加入条件及び加入期間	資格喪失の日の前日(退職日)まで引き続き2ヶ月以上被保険者であること 加入期間は最長2年間 ※資格喪失日(退職日の翌日以降)から20日(20日目が土日・祝日の場合は翌営業日)以内に「任意継続被保険者資格取得申請兼被扶養者申請書」(申請書)等が健保組合に届いていること。
手続方法 (退職後20日以内)	在職時の「保険証」と「申請書」を会社(事業所)へ提出します。 退職日の翌日以降、初回任意継続保険料をタムラ健保組合の指定口座へ保険料を振込みます。
医療費給付	在職時と同じ給付が受けられます。
保険料等	任意継続被保険者の保険給付や保険料の基礎となる標準報酬月額は、「退職(資格喪失)時の標準報酬月額」となります。 なお、保険料は従来の事業主負担がなくなるので、全額自己負担となります。保険料率を変更した場合は保険料が改定されます。その場合は事前にお知らせをいたします。
保険料納付等	当月分の保険料は、その月の10日まで(金融機関休業日の場合は翌営業日)に納付をしてください。 前納保険料は納付期日までに納付をしてください。 指定納付期日までに納付が確認されなかった場合は資格喪失となりますのでご注意ください。 ※口座振替(口座引落)はおこなっておりません。
資格を失うとき(資格喪失)	任意継続をして2年を経過したとき 任意継続をした本人が死亡したとき 保険料を納付期日までに納付しなかったとき 就職をして他の健康保険組合へ加入したとき 後期高齢者医療の被保険者となったとき 被保険者からの申出(申請)による資格喪失

納付期日までに初回保険料を納付しなかった場合は、被保険者資格取得申出が取り消しとなりますのでご注意ください。